

平成 28 年度「地域のつどい」提言・要望事項 回答

【道路】

1-1

- ◆地域住民が親しめる歩道の命名や道路看板の設置を提案したい。例えば、星川駅から区役所にかけて「あいさつの小道（小径）」と命名するなど考えてみてはどうか。

（6月16日 イコットハウス）

◇保土ヶ谷区区政推進課（電話：045-334-6374 FAX：045-333-7945）

御提案いただいた、歩道への命名や道路看板の設置について、地域の皆様のニーズや御要望を踏まえ、保土ヶ谷区に親しみを持っていただくためのまちづくりの取組として、今後、検討していきたいと考えています。

1-2

- ◆新桜ヶ丘1～2丁目付近で、道路から多くの桜の木が伐採された。その切り株が中途半端な高さで残っているが、その後処理はどうするのか教えてほしい。また、そのあとに新しい苗木を植えるのかも教えてほしい。

（6月22日 ほどがや防犯センター）

◇保土ヶ谷区保土ヶ谷土木事務所（電話：045-331-4445 FAX：045-335-0531）

新桜ヶ丘1～2丁目付近の切り株については、今年度以降数年をかけて、順次切り株及び根を撤去してまいります。

その後の歩道形態については、全体の状況を見据え、今後、検討が必要と考えています。

1-3

- ◆保土ヶ谷駅東口の歩道橋にはバス乗り場に向かう表示はあるが、駅に向かう案内表示がない。保土ヶ谷駅はどちらの方向かと、一日に2回も聞かれた人がいたり、近くの菓子店にも尋ねる人がいる。保土ヶ谷駅と反対側の駅前ハイツ側が駅だと思って歩いて来る人もいる。保土ヶ谷駅東口歩道橋に、「駅」「バスターミナル」それぞれの方向案内表示を付けてほしい。

（6月21日 イコットハウス）

◇保土ヶ谷区保土ヶ谷土木事務所（電話：045-331-4445 FAX：045-335-0531）

ご要望のとおり、保土ヶ谷駅及び保土ヶ谷駅東口バスターミナルへの行先案内表示を保土ヶ谷駅東口歩道橋へ年内に掲出する予定です。

1-4

- ◆道路標識は高いところにあったり、小さくて見えにくいところにあるようだ。宿場町

である保土ヶ谷の町を安全で、きれいにすることも含めて、道路上に「自転車止まれ」「ポイ捨て禁止」などの表示を貼ってみたらどうか。

(6月21日 イコットハウス)

◇保土ヶ谷区区政推進課（電話：045-334-6223 FAX：045-333-7945）

道路に設置してある標識のうち、「案内標識」及び「警戒標識」は道路管理者※が設置し、「規制標識」及び「指示標識」は都道府県公安委員会が設置しています。

また、道路標識の他に、設置主体者が道路管理者の許可を得て設置する、法律等に基づかない公的な看板等があります。

路上への表示を含めた道路標識等の設置については、種類や内容により所管部署が分かれており、それに伴い手続きも異なります。

※道路管理者は、原則として、高速自動車国道と一般国道の指定区間は国土交通大臣、それ以外の一般国道は都道府県または政令市、都道府県道は都道府県または政令市、市町村道は市町村です。

ご要望にありました「一時停止」を示す標識は都道府県公安委員会が所管しているため、ご要望の趣旨を、個人情報を除いて保土ヶ谷警察署（警務課住民相談係）にお伝えしました。

なお、具体的な説明や回答を必要とされる場合には、警察署では直接に相談されることを希望しておりますので、次の連絡先にご連絡をお願いいたします。

保土ヶ谷警察署警務課住民相談係 電話：045-335-0110（代） FAX：045-332-0110

◇保土ヶ谷区地域振興課資源化推進担当（電話：045-334-6304 FAX：045-332-7409）

横浜市では「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」により、市内全域をポイ捨て禁止と定めています。したがって、区内の道路には標識を設置していませんが、駅頭での周知キャンペーンや歩きたばこ防止パトロール等を実施し、ポイ捨てにつながる歩行喫煙防止の啓発をすすめています。

なお、ご自宅前等に設置を希望する方には「ポイ捨て禁止」の看板（A4版と同等のサイズ）をお渡ししています。地域振興課までご相談くださいますようお願いいたします。

【交通】

2-1

- ◆国道1号線・権太坂上の下り道路交通について。境木中学校行きバスが右折する時に渋滞し直進できない。交差点の仕組みをバスと一般車に区別するか、道幅を広げるなど、何とかしてほしい。

(6月21日 イコットハウス)

◇保土ヶ谷区区政推進課（電話：045-334-6223 FAX：045-333-7945）

交差点の仕組みについては警察署の所管となるため、ご要望の趣旨を、個人情報を除いて保土ヶ谷警察署（警務課住民相談係）にお伝えしました。

なお、具体的な説明や回答を必要とされる場合には、警察署では直接に相談される

ことを希望しておりますので、次の連絡先にご連絡をお願いいたします。

保土ヶ谷警察署警務課住民相談係 電話：045-335-0110（代） FAX：045-332-0110

◇保土ヶ谷区保土ヶ谷土木事務所（電話：045-331-4445 FAX：045-335-0531）

権太坂上交差点付近の国道1号線は上り2車線、下り1車線の上下3車線となっておりますが、歩道を含め道路幅員が狭く、交差点の下り側は右折専用車線や延長が十分確保できないため、右折車両を通行させるために1車線の幅員を広くして時差式信号機で対応しているところです。

また、上りの2車線のうち歩道側の車線は、7時から8時30分までバス専用レーンとなっており、さらに交差点の保土ヶ谷方面には権太坂上バス停があるため、この時間帯は実質1車線となり、車線を工夫することは困難な状況です。

道路の拡幅については、下り車線側には自動車整備工場や歩道脇の擁壁の上に民家が隣接し、上り線には東京電力の変電所があるため、早期の対応は困難な状況となっております。

2-2

◆国道1号線からグリーンヒルズ入口（サークルKの所）は、戸塚方面から来た多くの車がUターンしてドン・キホーテへ行く車が多く、事故が起きる可能性が大である。事故防止のためにサークルKのところに信号機を設置してもらいたい。

（6月21日 イコットハウス）

◇保土ヶ谷区区政推進課（電話：045-334-6223 FAX：045-333-7945）

信号機の設置については警察署の所管となるため、ご要望の趣旨を、個人情報を除いて保土ヶ谷警察署（警務課住民相談係）にお伝えしました。

なお、具体的な説明や回答を必要とされる場合には、警察署では直接に相談されることを希望しておりますので、次の連絡先にご連絡をお願いいたします。

保土ヶ谷警察署警務課住民相談係 電話：045-335-0110（代） FAX：045-332-0110

2-3

◆新井町の町中は制限速度40キロだが、歩道が確保できないような狭い道路は30キロ制限にするなど、スピードを落とすような標識に変えていただきたい。町内の「ゆりが丘」は30キロ制限になっている。

（6月13日 西谷地区センター）

◇保土ヶ谷区区政推進課（電話：045-334-6223 FAX：045-333-7945）

速度制限については警察署の所管となるため、ご要望の趣旨を、個人情報を除いて保土ヶ谷警察署（警務課住民相談係）にお伝えしました。

なお、具体的な説明や回答を必要とされる場合には、警察署では直接に相談されることを希望しておりますので、次の連絡先にご連絡をお願いいたします。

【自転車通行マナー】

3-1

- ◆自転車に対する規則が甘い。購入してすぐに乗れる。子どもはルールを守ることが教わらないうちに自転車に乗っている。また、保育園では幼児の送迎は電動自転車の利用が多く、母親が前と後ろに幼児を乗せてスピードを出して走っている。自転車通行に関してルール指導、自転車点検などを行政・警察からの注意喚起・指導をしてほしい。

（6月21日 イコットハウス、7月2日 区役所301会議室）

◇保土ヶ谷区地域振興課（電話：045-334-6302 FAX：045-332-7409）

区役所としても、自転車のマナー向上については、警察署や交通安全協会、学校などの教育機関や、自治会町内会等地域の団体と協力し、啓発活動等を推進していく必要があると考えております。

これまでも、各季に実施するキャンペーンでのリーフレットの配付や、小学校での児童への交通安全教室及び、保護者を対象にした交通安全講話、子どもから高齢者までを対象とした3世代交通安全教室などを実施してまいりました。交通安全教室では、ルール指導のほか、自転車点検を実演してみせるなど、乗車前の安全対策についても指導しております。

今後も様々な機会をとらえ、関係機関と連携し、多くの世代に自転車マナー向上の啓発を実施してまいります。

◇保土ヶ谷区区政推進課（電話：045-334-6223 FAX：045-333-7945）

自転車通行のルール及びマナーについては警察署の所管となるため、ご要望の趣旨を、個人情報を除いて保土ヶ谷警察署（警務課住民相談係）にお伝えしました。

なお、具体的な説明や回答を必要とされる場合には、警察署では直接に相談されることを希望しておりますので、次の連絡先にご連絡をお願いいたします。

保土ヶ谷警察署警務課住民相談係 電話：045-335-0110（代） FAX：045-332-0110

3-2

- ◆区内の歩道で人と自転車との通行で、危険な場面を多く見かける。たとえば、狭い水道道を若い母親や高齢者が、歩道を自転車で走っている。さらに、保土ヶ谷駅東口の商店街は道幅が狭いうえ、人通りが多いので自転車の通行は無理と思われる。最善策は自転車は押して歩く（自転車に乗っての通行は不可）しかないかと思う。同様な道路事情の区域を定めて検討していただきたい。

道路交通法では、自転車通行に関して「70歳以上、小学生以下、車道が混雑しているときは歩道を走っても構わない」と定められているが、知らない人もいるようである。周知のための啓発チラシなどを作ってほしい。

（6月21日 イコットハウス）

◇保土ヶ谷区地域振興課（電話：045-334-6302 FAX：045-332-7409）

今後もキャンペーンや、交通安全教室、区役所等でのパネル等の展示など、様々な機会をとらえ、警察署や交通安全協会、学校などの教育機関や、自治会町内会等地域の団体と連携し、幅広い世代に対し自転車マナー向上の啓発を継続的に実施してまいります。

◇保土ヶ谷区区政推進課（電話：045-334-6223 FAX：045-333-7945）

自転車通行のルール及びマナーについては警察署の所管となるため、ご要望の趣旨を、個人情報を除いて保土ヶ谷警察署（警務課住民相談係）にお伝えしました。

なお、具体的な説明や回答を必要とされる場合には、警察署では直接に相談されることを希望しておりますので、次の連絡先にご連絡をお願いいたします。

保土ヶ谷警察署警務課住民相談係 電話：045-335-0110（代） FAX：045-332-0110

【歩道橋・横断歩道】

4-1

◆横浜国大西門と常盤台ケアプラザの間の道路に横断歩道を設置していただきたい。国大生とケアプラザ利用者（高齢者）がここを多数横断している。車の通行が多く危険な状態である。

（7月2日 区役所301会議室）

◇保土ヶ谷区区政推進課（電話：045-334-6223 FAX：045-333-7945）

横断歩道の設置については警察署の所管となるため、ご要望の趣旨を、個人情報を除いて保土ヶ谷警察署（警務課住民相談係）にお伝えしました。

なお、具体的な説明や回答を必要とされる場合には、警察署では直接に相談されることを希望しておりますので、次の連絡先にご連絡をお願いいたします。

保土ヶ谷警察署警務課住民相談係 電話：045-335-0110（代） FAX：045-332-0110

4-2

◆国道16号線の川島交差点の歩道橋の下には横断歩道がない。高齢になると歩道橋の階段の上り下りが大変なので、歩道橋を使わず16号線を横切る高齢者をよく見受ける。歩道橋がある所には横断歩道は設置できないというが、近くにバス停もあり歩行者、高齢者の事故防止のために横断歩道を設置していただきたい。

西谷駅周辺の歩道橋も同様である。今ある歩道橋にエレベーターをつけるとか考えられないか。

（6月13日 西谷地区センター、6月23日 坂本小学校体育館）

◇保土ヶ谷区区政推進課（電話：045-334-6223 FAX：045-333-7945）

横断歩道の設置については交通管理者である警察、歩道橋へのエレベーター設置などの整備については道路管理者である国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所が所管となります。

そのため、ご要望の趣旨を、個人情報を除いて保土ヶ谷警察署（警務課住民相談係）

及び横浜国道事務所（交通対策課歩道橋担当）にお伝えしました。

なお、具体的な説明や回答を必要とされる場合には、次の連絡先にご連絡をお願いいたします。

保土ヶ谷警察署警務課住民相談係 電話：045-335-0110（代） FAX：045-332-0110
国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所交通対策課歩道橋担当
電話：045-311-2981（代） FAX：045-316-3551

【防災】

5-1

◆防災マップにも記載されている「『土砂災害警戒情報』の発表とともに避難勧告を発令する対象区域」が、区内13か所に設定された。近くの該当箇所を訪ねたらいろいろな問題がある。①避難勧告が発令される地域にそのことを周知しているか ②危険なガケの補修などには大きな資金が必要だが、私有地のため手が打てない。私有地といっても、人命に関わる危険な所には補助制度などがあると聞いている。その周知とともに具体的相談窓口を教えてください。

（6月13日 西谷地区センター）

◇保土ヶ谷区総務課（電話：045-334-6203 FAX：045-334-6390）

対象区域にお住いの世帯の皆様には、即時避難勧告対象区域に選定された本年3月及び出水期に入る6月の計2回、お知らせ文を各戸に配布し、周知しました。また、即時避難勧告対象区域に関係する連合町内会長及び自治会町内会長の皆様にも情報提供を行っています。なお、土砂災害警戒情報が発表され避難勧告が発令された際には、13か所の対象区域の現地に向かい巡回広報を行うとともに、区ホームページでの広報及び区独自の災害情報通知システムで事前に登録された皆様にEメールやFAXで情報提供しております。

補助制度につきましては、建築局建築防災課においてがけ地改善工事の規模や金額に応じて、「がけ地防災対策工事助成金制度」及び「がけ地減災対策工事助成金制度」を設けており、今年7月に避難勧告発令の対象区域13か所の崖地の所有者に対し御案内を行ったところです。

【環境・ゴミ】

6-1

◆ゴミ回収の件。生ゴミの回収が「月・水・金」から「月・金」に変更された。以前に要望して夏の期間だけ「月・水・金」に変更されたことがある。財政上の問題なら他の「缶・ビン」などの回収を減らしても、生ゴミ回収を期間限定で増やしてほしい。

（6月16日 イコットハウス）

◇資源循環局業務課（電話：045-671-2535 FAX：045-662-1225）

日ごろからごみの減量・リサイクルの推進に御協力いただきましてありがとうございます。

本市では、市民の皆様に分別排出の御協力をいただいたことにより、燃やすごみの

量が約 30 パーセント、容積で約半分に減少しました。

このため、週 3 回収集していた燃やすごみを、量に応じたより効率的な収集体制を構築するため、多くの都市が週 2 回収集であることなども参考に、週 2 回収集に変更しておりますので、御理解・御協力をお願いいたします。

6-2

◆「カラスいけいけネット」を設置したところ、被害が無くなり効果は出た。だがこのゴミボックスは 1 か所 3 万円以上かかり、町内に 50 か所以上あるので一度には設置できない。

新井町では収集場所の利用者が出し合って購入している。上菅田町芙蓉ヶ丘では収集場所の利用者の自治会員は 500 円、自治会員以外は 1500 円を出してもらい、残りを自治会が負担した。行政からの補助を検討していただきたい。

(6月13日 西谷地区センター)

◇資源循環局業務課（電話：045-671-2535 FAX：045-662-1225）

日ごろからごみの減量・リサイクルの推進に御協力いただきましてありがとうございます。

本市では、集積場所の維持管理等は、その場所を利用される地域の方々と話し合って決めていただくことを基本とし、ネットボックスの購入なども、利用される地域の皆様の話し合いにより購入をしていただくようお願いをしております。

また、本市全体の集積場所は約 72,000 か所あり、管理方法も様々であることからネットボックス購入費用の補助は困難です。

御理解・御協力をお願いいたします。

【高齢者】

7-1

◆民生委員だが、若いうちから認知症の理解と予防ができないかと考えている。「認知症を知ろう」「頑張りすぎない介護のすすめ」など、区役所には参考になる立派な資料（パンフレット）があるが、配布対象を若年層にも下げること検討してほしい。

(6月21日 イコットハウス)

◇保土ヶ谷区高齢・障害支援課（電話：045-334-6351 FAX：045-331-6550）

認知症関係のパンフレットとして、平成 27 年度に認知症の方やその家族を地域で見守ることの必要性を伝える「保土ヶ谷区みまもり SOS ネットワーク」リーフレットを作成いたしました。見守り活動に高齢者に限らず幅広い年代の区民の方が参加しやすいよう、区政推進課・地域振興課・福祉保健課・こども家庭支援課と合同で開催した「つながり de 健康づくり講演会」での配布や、医療機関、交通機関など関係機関に協力いただき区民が手に取りやすい工夫をし、6500 部を配布しております。

今後は若年層への認知症の理解・予防を進める機会を増やし、学生を対象とした認知症サポーター養成講座の開催を増やす事にも取り組んでまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

【子育て支援】

8-1

- ◆赤ちゃんを持つお母さんのために、電車でもバスでも自由に乗り降りできる、敬老バスのような「赤ちゃんパス」を作ってはどうか。もっと赤ちゃん連れで外出できるようにするために必要と思う。子育て援助、地域を活性化するためにぜひ作ってほしい。

(6月23日 坂本小学校体育館)

◇こども青少年局企画調整課（電話：045-671-4281 FAX：045-663-8061）

横浜市では、「未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが、自分の良さや可能性を發揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち よこはま」の実現を目指して、厳しい財政状況の中で市民ニーズを踏まえながら、子どもや子育て家庭への支援の充実に取り組んでいるところですが、現時点では、子育て家庭に対してバスや電車の運賃の助成をする予定はありません。

なお、ひとり親家庭など児童扶養手当受給世帯等に対しては、市営交通機関、市営バス及び金沢シーサイドラインに無料で乗車できる福祉特別乗車券（福祉パス）を交付しています。

また、子育て援助や地域活性化としては、小学生以下の子どもがいる家庭の方や妊娠中の方が、協賛している店舗・施設で登録証を提示すると、授乳室などの安心・便利な施設や備品の提供、お得な割引などのサービスを受けられる横浜市子育て家庭応援事業「ハマハグ」を実施しています。

今後も横浜市では、出産・子育てがしやすく、子育てが楽しいと思える環境をつくるため、生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援や地域における子育て支援の充実に努めていきますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

【自治会への加入】

9-1

- ◆自治会に加入する住民の割合は減る一方である。保土ヶ谷区の自治会加入率は75%とのこと。自治会としては全世帯加入に工夫を凝らして努力しているが、行政は住民票の登録と一緒に自治会加入登録もできるようにするなど、もっと後押し願いたい。その際に、自治会に加入しないと行政の施策が伝わらないことがあることを伝えてほしい。

(6月13日 西谷地区センター、6月21日 イコットハウス、7月2日 区役所301会議室)

◇保土ヶ谷区地域振興課（電話：045-334-6302 FAX：045-332-7409）

自治会町内会加入促進事業につきましては、全市の事業として、加入促進ポスターの発行や各種イベントでのPRのほか、不動産団体に対し、協力依頼等を行っています。

保土ヶ谷区では広報活動を中心に加入促進事業を進めており、区外からの転入手続きの際や、子育て世代への働きかけとして母子健康手帳交付の際に、自治会町内会の

加入案内と申込書を配布し、加入促進を図っております。また、自治会町内会活動を紹介するパネル展も、年に一度転入者の多い時期（2～3月）に実施しております。

今後は特に若年層の加入促進を図るため、携帯電話、スマートフォンを通じた加入申込の受付や、自治会町内会の活動や魅力がよりわかるような新たなリーフレットの作成も検討してまいります。

引き続き加入促進事業に努めてまいりますので、地域の皆様にもお力添えいただけますよう、よろしくお願いいたします。

【地域包括支援センター】

10-1

◆上星川地区を常盤台地域包括支援センター（ケアプラザ）の管轄から、川島地域包括支援センター（ケアプラザ）に変更してほしい。単なるサービスの利用ならどこのケアプラザも利用できる。しかし併設されている地域包括支援センターは、利用者の地域を行政で決めている。高齢者の相談などは定められた地域包括支援センターが行うので、管轄のケアプラザに行くしかない。常盤台ケアプラザは山の上であり、高齢者は大変で行きたくないと言っている。川島ケアプラザに相談に行くと、管轄違いと言われがっかりして帰ってきている。

（6月13日 西谷地区センター）

◇保土ヶ谷区福祉保健課（電話：045-334-6341 FAX：045-333-6309）

地域包括支援センターの担当エリアは、高齢者世帯数や介護認定者数、福祉施設の設置状況等を勘案し、日常生活圏域ごとに設定しております。

お住まいによっては行きづらい場所にあるなど御不便をおかけしておりますが、各地域包括支援センターでは、担当外のエリアにお住まいの方から御相談いただいた場合でも、初期相談として受け付け、担当の地域包括支援センターに引き継ぎをしています。

また、担当の地域包括支援センターでは、お電話や御自宅に職員が出張するなど、施設にご足労いただかない形でも御相談に対応しております。その他、各種事業につきましても、地域の活動にあわせて出張もしておりますので、お気軽にお問合せ下さい。

なお、担当エリアの見直しのご要望につきましては、見直しには関係する地域全体での議論が必要なことから、地域ケアプラザの新設時などの機会を捉え、専門職の確保等、様々な状況も勘案しながら、検討してまいります。

引き続き、ケアプラザをお気軽に利用していただけるよう努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

10-2

◆地域ケアプラザは中学校区に一つということだが、上菅田ケアプラザは千丸台の方の緑区と旭区の区境近くにある。住民としてはバスを2回乗り換えないと行けない。上菅田の真ん中である上菅田中学校付近に、新しく設置してほしいと切に要望する。

（6月13日 西谷地区センター）

◇保土ヶ谷区福祉保健課（電話：045-334-6341 FAX：045-333-6309）

現状、本市の計画では、地域ケアプラザは日常生活圏域、目安としては中学校区程度に1つの設置を進めているものですので、同一地域ケアプラザエリアでの新設は困難です。

御利用にあたり、御不便をおかけしておりますが、地域ケアプラザを少しでも御利用しやすくなるよう、今後も引き続き、出張による事業の開催や出張相談など、努めてまいります。

【防犯】

11-1

- ◆行政、警察への要望である。2～3か月前、交番から警察官が数年ぶりに家庭訪問しに来た。安心・安全のまちづくりという事を考えると、もう少し家庭訪問の頻度を高めてほしい。

（6月23日 坂本小学校体育館）

◇保土ヶ谷区地域振興課（電話：045-334-6302 FAX：045-332-7409）

保土ヶ谷区福祉保健課（電話：045-334-6350 FAX：045-333-6309）

区役所でも安心・安全なまちづくりを目指し地域でのこどもの見守りなどを呼びかける防犯啓発を行っています。また、第3期保土ヶ谷ほとなまちづくり（地域福祉保健計画）でも、「見守り・支えあい」をテーマの一つに掲げています。

引き続き、警察署等の関係機関とも連携しながら、地域でのつながりをつくり、お互いに見守り、助け合えるような安心のまちづくりを推進してまいります。

◇保土ヶ谷区区政推進課（電話：045-334-6223 FAX：045-333-7945）

警察官の巡回連絡については警察署の所管となるため、ご要望の趣旨を、個人情報を除いて保土ヶ谷警察署（警務課住民相談係）にお伝えしました。

なお、具体的な説明や回答を必要とされる場合には、警察署では直接に相談されることを希望しておりますので、次の連絡先にご連絡をお願いいたします。

保土ヶ谷警察署警務課住民相談係 電話：045-335-0110（代） FAX：045-332-0110

【私有地防犯灯】

12-1

- ◆私有地の防犯灯LED化をするにあたり、土地所有者の承諾が必要とされているが、所有者を確定し印鑑を受領することは大変難しい。昨年LED化を申請した。そのときは苦勞して全て承諾をもらえたが、その際、申請書類は防犯灯ポール1本につき1枚ずつ、所有者の承諾書を添付することになっている。この場合、書類1枚で済まないか検討してほしい。

（7月2日 区役所301会議室）

◇市民局地域防犯支援課（電話：045-671-3709 FAX：045-664-0734）

LED防犯灯の設置については、防犯灯一灯ごとに設置可否の審査を行うこと及び

設置後の管理を行う上で、1灯ごとに必要な書類の提出をお願いしています。そのため土地使用承諾書についても、防犯灯一灯ごとに提出をお願いしていますが、一人の方が所有する一つの土地に、複数の防犯灯を設置する場合につきましては、1枚の承諾書で申請を可能とするか検討してまいります。

大変お手数をおかけいたしますが、御理解と御協力をお願いいたします。

【防犯カメラ設置】

13-1

◆自治会内の公園で粗大ゴミや弁当の空き箱が放置されていた。自治会で防犯カメラを設置したが、その分、自治会費が上がって困っている。

最近犯罪が多くなっていることから、地域内に防犯カメラを取り付けて欲しいという要望が出ている。防犯カメラを設置するのに行政からの補助はあるのか教えてほしい。

(7月2日 区役所301会議室)

◇市民局地域防犯支援課（電話：045-671-3705 FAX：045-664-0734）

自治会町内会による防犯カメラの設置に対しては、今年度、地域防犯カメラ設置補助金制度を新設いたしました。今年度の申請の受付についてはすでに終了していますが、来年度も継続を検討しております。確定しましたら、区連会を通じてご連絡いたします。

(参考)

設置補助金については、27年度までは神奈川県が直接自治会町内会等へ交付していましたが、28年度から、各市町村と連携して交付する間接補助金へと制度が変更となりました。それに伴い、横浜市も制度を新設しました。県予算の範囲内で、県が交付を決定したカメラについて、本市も交付を決定します。

補助率：10分の9（県：10分の5、市：10分の4）

上限額：324,000円

【個人情報開示】

14-1

◆ここ3～4年、町内で一人住まいの方の孤独死が3件あった。この時、私達自治会の役員は一人住まいの方の緊急連絡先が分からなくて困った。このことから、自治会会長、副会長クラスまでには一人住まいの方の緊急連絡先は教えてもらいたい。自治会で秘密保持はしっかり管理できるので、開示してもらえるように、法改正を含めて行政の指導などをお願いしたい。

(7月2日 区役所301会議室)

◇保土ヶ谷区福祉保健課（電話：045-334-6350 FAX：045-333-6309）

一人暮らしの高齢者等の方で区が緊急連絡先を把握しているのは、区へのご相談やサービス申請の際に直接お伺いした場合に限られております。

緊急連絡先等、個人情報に関しては慎重な取り扱いが必要ですが、目的と提供範囲を明確にし、ご本人の同意を得たうえ、自治会町内会でお取り扱いいただくことは可能です。地域によっては、防災の取組として、住民の方に「防災連絡カード」へ緊急

連絡先等の必要な個人情報の記入をしていただき、把握している事例もあると伺っています。

その他、区でも様々な事例について情報提供することが可能ですので、地域の実情に合った取組を検討されるにあたっては、ぜひお気軽にご相談ください。

【民生委員】

15-1

◆仏向地区では18名の民生委員が活動しているが、担当する地域性を考えてほしい。一つの担当地域で、谷を挟んでこちらの山と向こうの山を受け持っている。高齢化で坂の上り下りが厳しく、民生委員のなり手がいない。12月の一斉改選に当たり、民生委員の担当範囲は世帯数で決めるのではなく、町内会の地域性をも考慮していただきたい。

(6月23日 坂本小学校体育館)

◇保土ヶ谷区福祉保健課（電話：045-334-6350 FAX：045-333-6309）

民生委員の皆さまには、日頃から地域で福祉活動にご尽力いただき、改めて感謝申し上げます。

民生委員・児童委員は、本市条例において、200世帯から440世帯につき1人を置くこととなっており、この基準に沿うことが原則となりますが、個々の担当区域の設定は地域の実情を踏まえて行うこととしております。面積や地理的条件なども勘案して、活動がより行いやすい区域設定について地域で合意をお取りいただいた上で、一緒に検討していきたいと思っておりますので、区民生委員児童委員協議会事務局（区福祉保健課）にご相談ください。

【環境事業推進助成金】

16-1

◆環境事業推進委員会助成金について、3年続けて取り組んでおり、昨年も区民会議から市に提案して頂き、回答はいただいたが納得いかない。地区助成金の「一律部分」の公平な配分方式を提案しているが理解されていないので再度提案したい。区民会議からも再度「活動費の一律4万円を委嘱対象人数の比例配分的な提案を検討できないか」市へ再度要望してほしい。推進委員が28名の地区と、5名の地区を例にして示す。

現状の活動費は1地区一律4万円と、委員人数1名当たり2千円。

・4万円＋(28名×2千円)＝9.6万円→委員1人当たり約3千4百円

・4万円＋(5名×2千円)＝5万円→委員1人当たり約1万円

これでは一人当たりの活動費が明らかに不公平。完全な平等は望めないにしろ、納得できる公平性を再度求める。

(6月16日 イコットハウス)

◇資源循環局業務課地域連携推進担当（電話：045-671-3817 FAX：045-663-8199）

本市では、横浜市環境事業推進委員要綱第5条において、「推進委員活動の効果的推進と推進委員相互の連絡調整を図るため、区ごとに区環境事業推進委員連絡協議会及

びその構成団体として区内の、一定区域ごとの地区環境事業推進委員連絡協議会を設置する。」こととしております。そのため、地区環境事業推進委員連絡協議会への地区活動費として40,000円を助成しております。

回答の趣旨が分かりづらく申し訳ございませんでした。委員お一人おひとりの活動される際の費用、例えば、交通費や会議の湯茶代などといったものに対して一人につき2,000円を「比例配分」しております。一方で、ご指摘の地区活動費は、地区連絡協議会や地区の研修会の開催費用、例えば講師を招いたり周知のポスターを作ったりといったものを支援することを目的として助成しております。従って、委員の方の数ではなく、地区ごとに助成を行っております。

【その他の問題】

17-1

◆民泊問題に関して、横浜市では民泊は承認されていないと思うが、実際は民泊が行われているようだ。市はそのような実態を掌握しているのか、条例などの対策を考えているのかも含めて教えていただきたい。

(7月2日 区役所301会議室)

◇健康福祉局生活衛生課(電話:045-671-2456 FAX:045-641-6074)

文化観光局観光振興課(電話:045-671-2596 FAX:045-663-6540)

政策局政策課(電話:045-671-3978 FAX:045-663-4613)

民泊を提供する場合、現在のところ旅館業法に基づく簡易宿所営業の営業許可を取得する必要があるほか、建築基準法、消防法等にも適合する必要があります。営業許可を受けていない民泊に関する御相談があった場合には、必要に応じて現地を訪問し、営業している方へ各法に適合した形で営業許可を受けるか、適合しない場合は営業をやめるよう説明・指導しています。

なお、民泊については、平成28年6月に厚生労働省と観光庁による検討会(「民泊サービス」のあり方に関する検討会)から最終報告が出され、適切な規制の下でニーズに答えた民泊サービスが推進されるよう、既存の旅館業法とは別の法律を定めるとの考えが示されています。

この新たな法律の内容については国が検討を進めていますので、本市としてもその内容に応じて慎重に対応を検討していきます。

17-2

◆横浜市には「ふるさと納税」が少ないと聞く。もっと増えるような工夫や産物などの検討をしていただきたい。

(7月2日 区役所301会議室)

◇財政局財源課(電話:045-671-2241 FAX:045-664-7185)

横浜市でのふるさと納税は、「横浜サポーターズ寄附金」という名称で実施しております。寄附に際しては、用途を明確にして応援していただきやすいように、寄附を受け付ける事業を幅広く用意しています。

返礼品については、寄附者が応援したい地域、あるいは恩返しをしたい地域の力と

なるため寄附をするという、ふるさと納税制度の趣旨に沿って取り組んでおり、寄附していただいた方へは感謝を込めてお礼状をお送りしています。

今年度は、多くの皆さまに本市の取組を知っていただくため、リーフレットを作成するなど広報の強化に取り組んでいます。また、横浜の街の魅力を高める「歴史的建造物の保全活用」を応援いただく事業の1つとして追加し、より多くの事業から寄附先を選択することができるようになっていきます。